

昭和二十八年七月三十一日受領
答 弁 第 三 八 号

(質問の 三八)

内閣衆質第三六号

昭和二十八年七月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員栗田英男君提出吉田内閣の綱紀肅正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員栗田英男君提出吉田内閣の綱紀肅正に関する質問に対する答弁書

太平洋海運及び本町興業両会社を被告人とする「登記抹消並びに土地返還請求」の訴訟は、原告側において、本年七月二十四日これを取り下げ、不動産売買に関する原契約は、そのまま認められたものと承知している。

従つて、本件については、小笠原大蔵大臣の綱紀肅正をうんぬんするがごときこととはないと考える。
右答弁する。